

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方 更新

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は以下のとおりです。

なお、当社の健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方、運営方針等を定めた『コーポレート・ガバナンスに関する基本方針』を制定しております。

詳細につきましては、当社のホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。(以下、同様。)

<コーポレート・ガバナンスに関する基本方針>

<https://www.chugin-fg.co.jp/company/governance/>

1. 当社は、グループ経営理念、経営ビジョン等( )に基づき、株主のみなさまをはじめ、お客さま、地域社会、従業員等、当社グループに係るあらゆるステークホルダーの利益を考慮し、健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、次の対応により、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に取り組んでまいります。

( )グループ経営理念、経営ビジョン等につきましては、『コーポレート・ガバナンスに関する基本方針』(第4条、第5条)に記載しておりますので、ご参照ください。

2. 当社は、取締役会・監査等委員会・取締役が株主のみなさまに対する受託者責任を自覚し、適切なコーポレート・ガバナンス体制を構築します。取締役会での十分な審議による経営方針および重要な業務執行の決定、業務執行取締役の的確な業務執行とともに、取締役会による監督、監査等委員会による監査、会社法等の法令に基づく「内部統制システム」の適切な整備・運用等により、業務執行の適切性と監査・監督の実効性確保に努めてまいります。

3. 当社は、株主のみなさまの権利を尊重し、株主のみなさまとの建設的な対話や非財務情報を含む会社情報の積極的な開示等、株主のみなさまが権利を適切に行使することができる環境の整備と、株主のみなさまの実質的な平等性の確保に取り組んでまいります。(『コーポレート・ガバナンスに関する基本方針』第2条)

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則2 - 4 - 1】

当社は株式移転により2022年10月3日に設立された新設会社であるため、当社の連結子会社である株式会社中国銀行(以下、「中国銀行」といいます。)の目標および2021年度の状況について記載します。

<多様性の確保についての考え方>

(1)女性

女性が活躍できる社会の実現に向けて、企業の活力と成長の促進を図るため、また女性の能力・目線を経営戦略・組織運営に活かすため、「管理・監督職(役席者)の女性を増やす」ことを目標に掲げています。

ただし、目標を設定した当時より、女性活躍の重要性は増しており、多様な視点や価値観は企業の持続的な成長に不可欠であり、一層の取組み強化が必要と考えています。女性管理・監督職の登用数(目標)の見直し、新たな目標や取組みの検討を進めており、中長期的な目線で女性が活躍できる社会、職場を実現してまいります。

(2)外国人

国籍の別にかかわらず、能力・適性に応じて管理監督職への登用は可能な制度としています。当社グループの事業が国内中心であるという特性に鑑みて、外国人の管理職への登用について、測定可能な目標は定めていません。

(3)中途採用

専門性の高い中途採用人材の活用を活性化させ、異なる経験やスキルを反映し、多様性を高めることで中長期的な企業価値向上に努める方針としています。ジョブ型要素を取り入れた制度設計により、在籍年数にかかわらず、能力によっては、管理職待遇での採用も可能にしていますが、測定可能な目標は定めていません。

<多様性確保の目標>

(1)女性の管理・監督職登用について

【目標】中期経営計画終了時の2023年3月末時点で170名以上に増やす

【実績】2022年3月末時点で158名(管理・監督職における比率13.8%)

(2)外国人 特に定めておりません。

(3)中途採用 特に定めておりません。

<人材育成方針・社内環境整備方針>

当社グループでは、自主性と働きやすさを尊重し、従業員一人ひとりがやりがいを感じつつ、個性を活かして、能力を最大限発揮できる環境を整備しています。ハード面では上記のような「複線型人事制度」への足掛かりを作るとともに、ソフト面では「キャリア面談制度」を整備し、従業員のキャリア自律を支援していきます。従業員の多様性を活かした活躍を後押しすることで、組織強化につなげていく考えです。

## 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

(特定の事項を開示すべきとする原則に基づく開示)

【原則1 - 4】

『上場株式の政策保有に関する方針』

当社グループは、政策保有株式について、保有先および当社グループの持続的な成長や、企業価値の向上に必要と判断される場合に限定的に保有し、資本の効率性や株式保有リスクの抑制等の観点から、保有先との対話を通じながら、縮減を進めることを基本方針といたします。個別の政策保有株式については、資本コストを加味した採算性や地域経済との関連性、経営戦略上の視点等を基準に、取締役会にて定期的に保有意義を検証のうえ、保有の可否を総合的に判断いたします。なお、保有基準を満たしていない先については、取引採算の改善交渉、並びに保有株式の縮減交渉を進めてまいります。(『コーポレート・ガバナンスに関する基本方針』第34条)

『政策保有株式に係る議決権行使基準』

当社グループは、政策保有株式の議決権行使にあたっては、画一的な基準で賛否を判断するのではなく、企業価値の向上や株主利益の向上につながるかどうかの視点に立ち、議案ごとに賛否を判断いたします。また、株主利益に大きな影響を及ぼしうる項目(資本政策、組織再編等)については、保有先企業との対話を通じ、妥当性について十分に検証を行ったうえで賛否を判断いたします。(『コーポレートガバナンスに関する基本方針』第35条)

【原則1 - 7】

当社グループは、取締役や主要株主等と次の取引(関連当事者間の取引)を行なう場合には、当社グループや株主共同の利益を害することのないように、監査等委員会で事前承認を得た後、取締役会で承認を行い、当該取引の終了後にはその結果を取締役に報告することとしております。

- (1) 取締役と当社間の利益相反取引
- (2) 取締役の競業取引
- (3) 関連当事者と当社間の通例的でない取引

なお、関連当事者間の取引につきましては、『コーポレート・ガバナンスに関する基本方針』(第28条)に規定しております。

【原則2 - 6】

当社は、中国銀行企業年金基金を通じて、以下のとおり企業年金の積立金の運用を行っています。

中国銀行企業年金基金は、代議員会、理事会および資産運用委員会を設置しております。

中国銀行企業年金基金は、企業年金の運用に適切な資質を持った人材で代議員会および資産運用委員会を構成しています。

企業年金の運用に関して、受益者の利益の最大化及び利益相反取引の適切な管理を目的に、資産運用委員会で審議し、決定をしています。

中国銀行企業年金基金は、長期的・安定的な収益確保の観点から投資先商品を選定するとともに、投資後も、毎月投資商品の運用状況を確認し、四半期毎に投資先商品の運用機関により投資先商品の管理および運用に関して報告を受けております。

運用コンサルタントと連携し、適切な運用を図るとともに、企業年金に携わる人材の専門性を高めています。

【原則3 - 1】

(1) 当社グループは、「グループ経営理念」「経営ビジョン」「中期経営計画」および「長期経営計画」を策定し公表しております。

詳細は当社ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

<グループ経営理念> <経営ビジョン> <中期経営計画> <長期経営計画>

<https://www.chugin-fg.co.jp/company/philosophy/>

(2) 当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針につきましては、『コーポレート・ガバナンスに関する基本方針』(第2条)に規定しておりますので、ご参照ください。

(3) 取締役の報酬の決定方針・手続きにつきましては、『コーポレート・ガバナンスに関する基本方針』(第12条、第15条、第21条)に規定しておりますので、ご参照ください。

(4) 経営陣幹部の選定・解職方針と手続きならびに取締役候補者の選任方針・手続きおよび取締役の解任方針・手続きにつきましては、『コーポレート・ガバナンスに関する基本方針』(第10条、第11条、第14条、第20条)に規定しておりますので、ご参照ください。

(5) 取締役候補の個々の選解任・指名についての説明につきましては、株主総会招集通知にて開示しております。

なお、具体的な内容につきましては、中国銀行のホームページに掲載しております「第141回定時株主総会招集ご通知」に記載しておりますので、ご参照ください。

<第141回定時株主総会招集ご通知>

<https://www.chugin.co.jp/stockholder/kabushiki/>

【補充原則3 - 1 - 3】

サステナビリティについての具体的な取組み、当社グループを支える人材への基本方針・取組み等については中国銀行の「統合報告書」に記載しておりますので、ご参照ください。

<統合報告書>

<https://www.chugin-fg.co.jp/stockholder/disclosure/>

人的資本への投資について、当社グループでは、中期経営計画の主要施策の1つに「組織の活性化」を掲げ、お客さまに対する付加価値創造プロセスを評価する評価制度や、キャリアチャレンジ制度等を拡充しています。従業員それぞれが自律し挑戦しながらお客さま本位の活動をおこなう風土を醸成することで、社内外で求められる人材集団を目指してまいります。

知的財産への投資について、特許権・商標権などの知財権のみならず、当社グループが保有するノウハウ、顧客ネットワーク、データなどが競争優位の源泉となる知財・無形資産であると捉え、積極的に活用しております。当社グループのノウハウについては、非金融面も含めて、知識・ノウハウをサービスとして地域やお客さまにも還元し、新たな価値を提供してまいります。

サステナビリティに関する課題のうち、特に気候変動問題については、中国銀行が2021年5月にTCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)への賛同を表明し、2022年5月に気候変動に関する経営戦略・ガバナンス体制、リスクと機会による事業や財務への影響(シナリオ分析)、指標と目標等をホームページで開示しています。今後も、当社グループとして気候変動問題への取組みを強化し、開示内容の高度化を図り、地域において先導的に取り組むことで、地域・お客さまの気候変動問題への対応を支援していきます。

【補充原則4 - 1 - 1】

当社では、「取締役会規程」において、取締役会付議基準を定めております。また、経営意思決定の機動性を確保するため、重要な業務執行の決定の一部を、役員取締役4名、執行役員2名からなる「グループ経営会議」または「担当取締役」に決定権限を委任することが可能な体制にしております。

取締役会からグループ経営会議、取締役への権限委任事項につきましては、取締役会規程、グループ経営会議規程、職務権限規程等により明確に定めております。

なお、取締役会の役割・責務につきましては、『コーポレート・ガバナンスに関する基本方針』(第6条)に規定しておりますので、ご参照ください。

#### 【原則4 - 9】

(独立社外取締役の独立性判断基準および資質)

社外取締役の独立性に関する判断基準につきましては、『コーポレート・ガバナンスに関する基本方針』(第16条)に規定しておりますので、ご参照ください。

また、社外取締役の資質につきましては、「業務執行者からの独立性を確保し、当社の健全で持続的な成長ならびに社会的信頼に応える良質なコーポレート・ガバナンスに貢献することが期待でき、優れた人格、見識、能力および豊富な経験とともに、高い倫理観を有している人物」を社外取締役候補者とするを『コーポレート・ガバナンスに関する基本方針』(第14条、第20条)に規定しておりますので、ご参照ください。

#### 【補充原則4 - 10 - 1】

独立社外取締役が委員長を務める任意の指名報酬委員会(構成員は独立社外取締役が過半数)を設置しております。

同委員会は取締役会の諮問機関として取締役の選任や取締役の報酬等の指名・報酬に関する事項の検討結果を取締役に答申する役割を担っております。

同委員会は、構成員である独立社外取締役から多様性やスキルの観点も含めた適切な関与・助言を得られる体制を構築しており、ガバナンスの強化を図っております。

指名報酬委員会の役割・責務につきましては『コーポレート・ガバナンスに関する基本方針』第22条・第23条に規定しておりますのでご参照ください。

#### 【補充原則4 - 11 - 1】

取締役会は、専門知識や経験等が異なる多様な取締役で構成するとともに、効果的かつ効率的に討議ができる適切な規模として、取締役(監査等委員である取締役を除く)10名以内、監査等委員である取締役8名以内としております。

「取締役会の構成」につきましては、『コーポレート・ガバナンスに関する基本方針』(第7条)に規定しておりますので、ご参照ください。

各取締役の知識・経験・経歴等を一覧化したスキル・マトリックスについては、当該報告書の別紙に記載しております。

#### 【補充原則4 - 11 - 2】

取締役(社外取締役を除く)がその役割・責務を適切に果たすため、他の上場会社の役員の兼任は極力行なわない方針としており、現在、他の上場会社の役員の兼職はございません。

#### 【補充原則4 - 11 - 3】

中国銀行は、取締役会の実効性を高めていくために、毎年、全取締役を対象として自己評価アンケートを行い、そのアンケート結果に基づき、取締役会全体の実効性について分析・評価を行っております。今後は、当社も中国銀行と同様、アンケートを実施する等により、実効性を分析・評価しながら、取締役会を運営してまいります。

なお、「取締役会の評価」につきましては、『コーポレート・ガバナンスに関する基本方針』(第8条)に規定しておりますので、ご参照ください。

#### 【補充原則4 - 14 - 2】

取締役は、その役割・責務に対する理解を深めるとともに、必要な知識の習得や更新等、自己研鑽に努めること、また、そのための費用は当社が負担することとしております。

なお、取締役に対するトレーニングの方針につきましては、『コーポレート・ガバナンスに関する基本方針』(第26条)に規定しておりますので、ご参照ください。

#### 【原則5 - 1】

当社は、株主との対話につきましては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、積極的に対応してまいります。株主との対話全般につきましては、建設的な対話が実現するように経営企画部担当役員が中心となって目配りを行い、株主の希望と面談の主な関心事項も踏まえた上で面談に臨みます。

株主との対話を補助するため、経営企画部内にIR担当者を設置し、職務権限規程にその役割を明記し関係各部との有機的な連携を取れる社内体制を構築しております。

また、機関投資家向けの説明会を年に2回実施し、同時期に個別にIR活動を実施しているほか、議決権行使担当との面談(SR活動)も定期的に行うこととしております。

個人投資家ならびに海外投資家に対しても、HP上での情報開示や個別対応等を実施することとしております。

対話において把握した株主からの意見等は、IR活動終了後に取締役会へ報告を行い、効果的なフィードバックを実施することとしております。

インサイダー情報の管理につきましては、社内規程「内部者取引管理規程」において、重要情報の定義を明記し、重要情報の伝達等を禁止するとともに、内部者取引(インサイダー取引)規制の自己チェックを年2回実施し、内部者取引(インサイダー取引)が発生しないよう管理体制を整備しております。

IR担当者の業務は、株主・投資家等との対話が前提であり、特にインサイダー情報の取扱いには留意する必要があるため、インサイダー規制・上記社内規程等の理解について、IR担当者に十分徹底したうえで活動してまいります。インサイダー情報の取扱いには十分注意し、積極的にIR活動を行ってまいります。

なお、「株主のみならずと建設的な対話に関する方針」につきましては、『コーポレート・ガバナンスに関する基本方針』(第31条)に規定しておりますので、ご参照ください。

(特定の事項を開示すべきとする原則以外の説明)

#### 【原則1 - 3】

当社は、銀行持株会社としての公共性と健全性に鑑み、いかなる厳しい環境にも耐え得る財務体質を維持するため、内部留保の充実を図りつつ安定した配当を維持することを基本方針としております。(『コーポレート・ガバナンスに関する基本方針』第30条)具体的には、配当と自己株式取得による総還元率を親会社株主に帰属する当期純利益の35%以上としております。

資本効率の面では、中長期的なROE目標を5%以上と考えております。実現のためには、収益力の強化が必須であると考えており、そのための施策を期間10年の経営計画に掲げて重点的に注力しているところであります。また、資本側からの観点では、更なる株主還元強化や戦略的な資本投資も重要な施策の一つと考えております。

地域経済の発展に対する資本の積極的活用を通じて収益力を強化し、中長期的に企業価値を向上させることによって、安定的かつ継続的な増配という形で株主還元を充実させていく方針です。一方で、パーゼン規制改革や今後の経済環境変化等の不透明要素があるのも事実であり、これらのリスクも見極めたうえで、適切な資本政策を行っていくことが肝要であると考えております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率 **更新**

10%以上20%未満

**【大株主の状況】** **更新**

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	23,210,500	12.49
株式会社日本カस्टディ銀行	7,824,000	4.21
岡山土地倉庫株式会社	5,358,038	2.88
日本生命保険相互会社	4,756,976	2.56
明治安田生命保険相互会社	4,754,771	2.55
倉敷紡績株式会社	4,559,520	2.45
シービー化成株式会社	4,478,200	2.41
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	4,381,400	2.35
中国銀行従業員持株会	4,349,853	2.34
静林業株式会社	2,370,000	1.27

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明 **更新**

当社は、株式移転により2022年10月3日に設立された新設会社であるため、【大株主の状況】につきましては、2022年3月31日時点の中国銀行の株式の状況に基づき、株式移転における株式移転比率を勘案して作成しております。

**3. 企業属性**

上場取引所及び市場区分 <b>更新</b>	東京 プライム
決算期 <b>更新</b>	3月
業種 <b>更新</b>	銀行業
直前事業年度末における(連結)従業員数 <b>更新</b>	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高 <b>更新</b>	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数 <b>更新</b>	10社未満

**4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針****5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情****経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況****1. 機関構成・組織運営等に係る事項**

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

**【取締役関係】**

定款上の取締役の員数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	18名
定款上の取締役の任期 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	1年
取締役会の議長 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	9名
社外取締役の選任状況 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
小寺 明	他の会社の出身者													
西藤 俊秀	他の会社の出身者													
田中 一宏	公認会計士													
清野 幸代	弁護士													

**会社との関係についての選択項目**

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	-----------	----------	--------------	-------

小寺 明			同氏とは、当社の連結子会社である株式会社中国銀行との間で、一般預金者としての通常の銀行取引がありますが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響をおよぼすおそれがないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	伊藤忠商事(株)代表取締役常務等を歴任する等、企業経営の豊富な経験および高い見識を有しており、2016年6月から2022年9月までの間、株式会社中国銀行の社外取締役に就任しております。こうした豊富な経験や幅広い知見を活かして提言を行い、グループの健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、経営から独立した立場で持株会社の取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化への貢献が期待できると判断し、選任しております。東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また、当社が定める「社外取締役の独立性に関する判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
西藤 俊秀			同氏の兄は、当社の連結子会社である株式会社中国銀行の総務部理事部長等を歴任していましたが、2004年9月に退任しております。 同氏とは、株式会社中国銀行との間で、一般預金者としての通常の銀行取引がありますが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響をおよぼすおそれがないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	花王(株)取締役常務執行役員として法務・コンプライアンス部門を担当する等、企業経営の豊富な経験および高い見識を有しており、2016年6月から2022年9月までの間、株式会社中国銀行の社外取締役に就任しております。こうした豊富な経験や幅広い知見を活かし、グループの健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、経営から独立した立場で持株会社の取締役会の意思決定の適切性を確保するとともに、監査・監督体制の強化への貢献が期待できると判断し、選任しております。東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また、当社が定める「社外取締役の独立性に関する判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
田中 一宏			税理士法人田中会計代表社員、(株)田中会計代表取締役。同氏および税理士法人田中会計、(株)田中会計とは、株式会社中国銀行との間で、一般預金者としての通常の銀行取引がありますが、取引の規模、性質に照らして株主・投資者の判断に影響をおよぼすおそれがないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	長年にわたる公認会計士および税理士としての職歴を通じて、財務および会計に関して豊富な経験と高い見識を有しており、2017年6月から2022年9月までの間、株式会社中国銀行の社外取締役に就任しております。こうした豊富な経験や幅広い知見を活かし、グループの健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、経営から独立した立場で持株会社の取締役会の意思決定の適切性を確保するとともに、監査・監督体制の強化への貢献が期待できると判断し、選任しております。東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また、当社が定める「社外取締役の独立性に関する判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
清野 幸代			同氏とは、当社の連結子会社である株式会社中国銀行との間で、一般預金者としての通常の銀行取引がありますが取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響をおよぼすおそれがないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	長年にわたる弁護士としての職歴を通じて、法務および男女共同参画に関する豊富な経験と高い見識・専門性を有しており、2020年6月から2022年9月までの間、株式会社中国銀行の社外取締役に就任しております。こうした豊富な経験や幅広い知見を活かし、グループの健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、経営から独立した立場で持株会社の取締役会の意思決定の適切性を確保するとともに、監査・監督体制の強化への貢献が期待できると判断し、選任しております。東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また、当社が定める「社外取締役の独立性に関する判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

## 【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
---------	----------	--------------	--------------	----------

監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役
--------	---	---	---	---	-------

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 <small>更新</small>	あり
--	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 更新

監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、取締役の業務執行にかかる業務を兼務せず、監査等委員会監査に関する調査・企画・管理・指導を行うことと規定しております。

また、監査等委員会の職務を補助する使用人の人事考課、人事異動につきましては、事前に監査等委員会と協議し、同意を得た上で決定することとし、取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性を確保しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査等委員会による監査は、監査方針及び計画に基づき、内部統制システムを活用した組織監査を実施する態勢としております。

監査等委員は、監査部から毎月の内部監査の結果について報告を受けるとともに、概ね月1回開催される監査等委員会等での意見交換を通じ、監査部と情報共有を行う態勢としております。また、監査等委員会・会計監査人・監査部は、定期的に三者での意見交換会(原則年2回)を開催するなど、適正な監査の確保に向けて連携を図る態勢としております。

## 【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 <small>更新</small>	あり
--	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役

補足説明 更新

当社は、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性および適時性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、取締役会の諮問機関として「指名報酬委員会」を設置しております。

なお、「指名報酬委員会」につきましては、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」(第22条、第23条)に規定しておりますので、ご参照ください。

## 【独立役員関係】

独立役員の人数 <small>更新</small>	4名
---------------------------	----

その他独立役員に関する事項

当社では、独立役員の資格を充たす社外取締役をすべて独立役員として指定しております。

(社外取締役の独立性に関する判断基準)

当社における独立性を有する社外取締役とは、東京証券取引所の定める社外取締役の独立性の基準を充足するとともに、現在または最近(1)において、以下のいずれの要件にも該当しない者とする。

- (1)当社グループを主要な(2)取引先とする者またはその業務執行者。
- (2)当社グループの主要な(2)取引先またはその業務執行者。

- (3)当社グループから役員報酬以外に多額(3)の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。)
- (4)当社グループから多額(3)の寄付等を受けている者またはその業務執行者
- (5)当社の主要株主(4)またはその業務執行者。
- (6)次に掲げる者(重要でない者)(5)を除く。)の近親者(6)
- (ア)上記(1)から(5)に該当する者
- (イ)当社グループの子会社の業務執行者および業務執行者でない取締役
- 上記における用語の定義は、以下のとおりとする。

(1)「最近」:

実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。

(2)「主要な」:

直近事業年度の連結売上高(当社グループの場合は連結業務粗利益)の1%以上を基準に判定する。

(3)「多額」:

過去3年平均で、年間1,000万円以上

(4)「主要株主」:

議決権比率10%以上

(5)「重要でない者」:

「会社の役員・部長クラスの者や会計事務所・法律事務所等に所属する者については、公認会計士や弁護士等」ではない者

(6)「近親者」:

二親等内の親族

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況 **更新**

業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 **更新**

当社の設立初年度から最初の定時株主総会終結の時までの取締役の報酬は、確定報酬のみで構成するものとしております。

役員報酬の内容は以下のとおりです。

・取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する報酬

確定報酬額: 110百万円以内

・監査等委員である取締役に対する報酬

確定報酬額: 40百万円以内

なお、当社の連結子会社である中国銀行では、企業業績と株式価値との連動性を一層強め、取締役の企業業績向上へのインセンティブ効果ならびに株主と利益を共有することによって中長期にわたる株主価値向上の経営意識を高めることを目的として、社内取締役(監査等委員である取締役を除く。)を対象に、株式報酬型ストック・オプション制度および業績連動型報酬制度を導入しております。

(1)業績連動型役員報酬制度

業務執行取締役としての責任に対応し、業績と報酬の連動性を明確にすることで、株主価値重視の経営意識を高めるため、中国銀行の当期純利益を指標とし、業績連動報酬限度額の範囲内で支給することとしております。

(2)株式報酬型ストック・オプション制度

ストック・オプションとしての報酬額は、役位ごとに定められた報酬テーブルに基づき算出した新株予約権の付与個数に、新株予約権1個あたりの公正価額を乗じて得た額とし、役位ごとの報酬テーブル、支給時期、配分等につきましては、取締役会にて決議することとしております。

なお、制度の詳細は以下のとおりです。

1. 新株予約権の総数及び目的となる株式の種類及び数

新株予約権の個数 1,000個を1年間の上限

目的となる株数 普通株式10万株を1年間の上限

新株予約権1個あたりの目的となる株式数(以下「付与株式数」という。)は100株

なお、当社が合併、会社分割、株式無償割当、株式分割、株式併合等により、付与株式数を変更することが適切な場合は、必要と認める調整を行います。

2. 新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日においてブラック・ショールズモデルにより算出した価格を払込金額とします。なお、新株予約権の割当を受けたものは、当該払込金額の払い込みに代えて中国銀行に対する報酬債権を相殺するものとします。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価格

新株予約権の行使に際して出資される財産の価格は、新株予約権の行使により発行又は転移される株式1株あたりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。

4. 新株予約権を行使できる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内

5. 新株予約権の主な条件

対象者は、前記4.の期間内において、当社取締役又は中国銀行の取締役のいずれの地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとします。

6. その他新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、取締役会決議に基づき、中国銀行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めます。



ストックオプションの付与対象者 **更新**

子会社の取締役

該当項目に関する補足説明 **更新**

付与対象者は、経営の独立性確保の観点から中国銀行の社内取締役(監査等委員である取締役を除く。)のみとしております。

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 **更新**

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

当社は株式移転により2022年10月3日に設立された新設会社であるため、2021年度の中国銀行における取締役に対する報酬等の状況について記載します。

有価証券報告書において以下の内容を開示しております。(2021年度中)

【役員区分】	【報酬等の総額】	【固定報酬】	【業績連動報酬】	【ストック・オプション】
取締役(監査等委員である取締役を除く。)	297百万円	218百万円	40百万円	39百万円
(社外取締役を除く。)				
監査等委員である取締役	47百万円	47百万円	-	-
(社外取締役を除く。)				
社外取締役	41百万円	41百万円	-	-

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社では、取締役の個人別報酬の内容に係る決定方針について、下記のとおり定めております。

【取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別報酬の内容に係る決定方針に関する事項】

<基本方針>

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、グループ経営理念、経営ビジョン等に基づき、当社グループの健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る役割として十分に機能するような報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時点までの取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)の報酬は、確定金額報酬のみで構成するものとする。

その後の基本方針を含む「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」については、最初の定時株主総会終結後の支給開始までに改めて定めるものとする。

社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、独立性を確保するため、業績へのインセンティブに左右されない確定金額報酬のみで構成するものとする。

なお、当社は銀行持株会社として、子銀行である中国銀行と一体的な報酬制度を整備・運用することとし、両社を兼務する場合には、報酬等を一定割合で按分するものとする。

【取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項】

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬額については、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で、代表取締役全員の協議のうえで、本決定方針に基づき報酬案を作成する。報酬案については、公正性・透明性・客観性を強化するため、指名報酬委員会による審議・答申に基づき、事前に社外を含む全取締役へ開示し、グループ経営会議で審議し、監査等委員会の意見を踏まえ、本決定方針に基づき取締役会で決定する方針とする。

【取締役(監査等委員)の個人別報酬の内容に係る決定方針に関する事項】

<基本方針>

当社の監査等委員である取締役の報酬は、グループ経営理念、経営ビジョン等に基づき、当社グループの健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る役割として十分に機能するような報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

なお、独立性を確保するため、業績へのインセンティブに左右されない確定金額報酬のみで構成するものとする。

【取締役(監査等委員)の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項】

監査等委員である取締役の個人別の報酬額については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、本決定方針に基づき監査等委員会にて決定する方針とする。

## 【社外取締役のサポート体制】更新

社外取締役(監査等委員を含む。)の職務遂行をサポートするため、取締役会の事務局である秘書室および各業務所管部より、取締役会資料の事前説明や各種情報提供を行うなどの体制を整備しております。

また、社外監査等委員を含めた監査等委員の職務を補助すべき専従の使用人として、監査等委員会室に監査等委員会スタッフを1名置いており、取締役会資料の事前配布やグループ経営会議議事録等、重要書類の閲覧、監査等委員会において常勤監査等委員から報告を受けるなど、必要な情報が収集できる体制としております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)更新

当社の取締役の総数は、提出日現在では監査等委員でない取締役5名(うち社外取締役1名)、監査等委員である取締役4名(うち社外取締役3名)となっております。

監査等委員会設置会社におきましては、監査等委員である取締役には取締役会における議決権が付与されることから、取締役会及び取締役に對する監査・監督機能の強化を図っております。監査等委員会は、常勤監査等委員1名、社外監査等委員3名で構成しております。

また、監査等委員会設置会社は、会社法の規定により取締役会の権限の一部を取締役に委任することが可能であるため、取締役会付議事項を重要性の高い議案に絞り込み、経営戦略など重要議案の取締役会における審議の充実、当社の意思決定の迅速化を図る体制としております。

さらに、取締役会の任意の諮問機関として指名報酬委員会を設置し、取締役の指名および報酬の決定について、公正性・透明性・客観性を更に高め、コーポレートガバナンスを強化しております。指名報酬委員会は、代表取締役2名、独立社外取締役3名で構成しております。委員長は、指名報酬委員会の決議により、独立社外取締役である委員の中から選定しています。

当社の取締役会は、活発な議論と迅速な意思決定ができる体制としており、監査等委員でない取締役5名(うち社外取締役1名)、監査等委員である取締役4名(うち社外取締役3名)で構成しております。

また、経営意思決定の機動性を確保するため、社長を含む役付取締役4名、執行役員2名からなる「グループ経営会議」を設置し、取締役会から委嘱を受けた事項等について審議することとしています。

さらに、適正な企業活動を行うために重要なリスク管理等の項目につきましては、グループ経営会議の諮問機関として各種委員会を設置し、機動的に審議する体制としております。主な委員会としましては、グループコンプライアンス委員会、グループALM委員会、グループリスク管理委員会、サステナビリティ委員会などを設置しております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

当社は監査等委員会設置会社を採用しております。

監査等委員会設置会社におきましては、監査等委員である取締役に取締役会における議決権が付与されることから、取締役会及び取締役に對する監査・監督機能の強化を図っております。

また、監査等委員会設置会社は、会社法の規定により取締役会の権限の一部を取締役に委任することが可能であるため、取締役会付議事項を重要性の高い議案に絞り込み、経営戦略など重要議案の取締役会における審議の充実、当社の意思決定の迅速化を図っております。

なお、取締役を業務執行面で補助し、取締役会の活性化及び意思決定の迅速化を図るため、執行役員制度を導入しております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会資料の電子提供措置を早期開始するとともに、招集通知を早期発送するよう努めます。また、株主総会資料は株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームやTDnetに公表する予定であります。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を避けて設定するよう努めます。
電磁的方法による議決権の行使	インターネット等による議決権行使を可能とする予定であります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームの利用を可能とする予定であります。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知(要約)の英訳版を作成し、TDnetに公表する予定であります。

### 2. IRに関する活動状況更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	「情報開示方針」を当社ホームページで開示しています。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期毎にアナリスト・機関投資家向け説明会を実施する予定であります。(中国銀行で実施していた説明会を当社においても継続実施)	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、ディスクロージャー誌、アナリスト・機関投資家向け説明会資料、個人投資家向け説明会資料等を掲載予定であります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部を担当部署としております。	
その他	海外IRや個人投資家向けIR、1on1ミーティングによる個別対応等も定期的に実施する予定であります。(中国銀行で実施していた説明会を当社においても継続実施)	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	グループ経営理念や経営ビジョン等に基づき、株主のみならず、お客さま、地域社会、従業員等、当社に係るあらゆるステークホルダーの利益を考慮し、健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」に規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社の連結子会社である中国銀行では、2021年6月に専門部署「地方創生・SDGs推進部」を設置し、地方創生・SDGs施策の企画、立案を進めるとともに、「ちゅうぎんグリーン購入に関する指針」の制定、「おかやまプラスチック3R宣言事業所」への登録など、持続可能な社会の実現に向けた取組みを行っております。 また、「中国銀行ドリーミーコンサート 親子deクラシック」「ちゅうぎんカップ 岡山県少年サッカー5年生大会」「ちゅうぎん『金融知力』講座」等の開催や協賛を通じて、文化・スポーツ・金融教育支援等を行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	正確で分かりやすく、かつ公平な情報の開示が重要であると認識しており、財務情報のみならず、経営戦略、経営課題、各種のリスク情報等、非財務情報についても適時、適切な開示に努める。(コーポレート・ガバナンスに関する基本方針 第33条 情報の開示・管理)
その他	<障がい者雇用> 当社の連結子会社である中国銀行における2022年6月1日時点での障がい者雇用数は、75名(雇用率2.23%)。営業店での労務職の雇用に加え、2013年5月より知的・精神の障がいを持つ方を中心とした就業の場として、人事部内に「ハートフルセンター」を設置しております。ハートフルセンターでは、各営業店への発送物の仕分け、DMの発送作業、アンケートの集計作業、本店内のシュレッダーゴミ類の回収等を行っており、さらなる充実を図る方針です。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え及びその整備状況 更新

当社は、総合金融サービス業としての社会的公共性かつ健全性ある活動を継続し続けるために、倫理規範として「企業行動規範」を定めております。当社の内部統制システムに関しては、有効に構築・運用されており、今後も管理態勢の強化及び実効性のさらなる向上を図っていくものであります。

(コンプライアンス体制)

取締役は「企業行動規範」に則り、職務を執行し、取締役に関する基本事項を定めた「取締役規程」を遵守してまいります。

取締役会については、原則毎月1回開催するとともに、その他必要に応じて随時開催し、取締役間の意思疎通を図り、相互に業務執行を監督・牽制してまいります。その運営にあたっては、「取締役会規程」に則り、適正性を確保し、法令および定款違反を未然に防止してまいります。

また、当社は監査等委員会設置会社であり、各監査等委員が、監査等委員会の定める方針や分担に従って取締役の職務執行の状況を監査し、必要に応じて意見の表明や取締役の行為の差し止めなど適切な措置を講ずる体制としております。取締役及び使用人は、当社の経営に影響を及ぼす重要な事項について「監査等委員会報告基準」に基づき、監査等委員会に適時に報告するものとしております。

使用人は、「就業規則」、「企業行動規範」、「行動指針」、「コンプライアンスマニュアル」等に則り職務を遂行し、法令等の遵守を図ってまいります。

さらに、一層のコンプライアンス重視の企業風土醸成のため、代表取締役を委員長としたグループコンプライアンス委員会を設置し、体制の整備と

法令遵守状況の把握等を行うとともに、コンプライアンスの統括部署を定め、年度毎のグループコンプライアンスプログラムの策定・見直し、コンプライアンスチェックの定期的な実施、研修の実施等の体制整備に向けた諸施策を計画的に実行してまいります。また、使用人の職務が法令および定款等に適合することを確保するために、被監査部門から独立した内部監査部門を設置して内部監査を実施するなどの対応を行ってまいります。

(情報管理体制)

当社では、取締役の職務執行に係る情報について「取締役会規程」に基づき、関連資料とともに取締役会議事録を10年間保存し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持することとしております。その他の重要書類についても「情報資産管理基準」及び社内規程に則り、保存媒体毎に適切に管理してまいります。また、上記媒体についても、必要に応じて閲覧可能な状態を維持することとしております。

(企業集団関係)

当社グループ各社では、当社の各種規程に準じて諸規程を定めるとともに、グループ各社の業務内容・組織形態にふさわしい体制整備を行い、業務の適正性を確保しております。当社は、グループ各社に対し協議・報告に関する基準を定め、その基準に従い当社からの決裁・指示を受ける体制の徹底によりグループ各社の経営管理を行うこととしております。当該協議・報告のうち重要な事項については、当社監査等委員会へ報告することとしております。また、当社は、グループ各社(銀行子会社を除く)に対して内部監査を実施するなど、当社グループとしての公正・適法性の確保に努めてまいります。

万が一、グループ各社内で法令違反等の事実が発見された場合、グループトップに直接通報できる当社グループの「経営ヘルプライン」に関する規程を定めており、早急かつ適切な対応ができる仕組みとしております。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

(反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方)

当社は、「内部統制システム構築の基本方針」の一つとして、取締役会は反社会的勢力との関係を遮断し、断固として排除するために以下の体制を整備することを掲げております。

(ア) 反社会的勢力による不当要求には組織として対応し、対応する取締役及び使用人の安全を確保する。

(イ) 平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関との緊密な連携関係を構築する。

(ウ) 反社会的勢力とは取引関係を含めて一切の関係をもたない。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶し、資金提供は絶対に行わない。

(エ) 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行う。

(オ) 反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事等を理由とする場合であっても、事実を隠蔽するための裏取引や資金提供は絶対に行わない。

(反社会的勢力排除に向けた整備状況)

当社では、反社会的勢力への対応に関する統括部署を経営管理部内のお客さま相談センターとし、各部署にはそれぞれ法令遵守担当者を配置しております。

反社会的勢力に関する情報収集・管理については、各部署において情報入手の密度、お客さま相談センターへ報告を行うとともに所定の管理表を更新しております。お客さま相談センターでは、独自に入手した情報並びにグループ各社からの情報を、外部専門機関等と連携して随時更新を行っております。

マニュアルの整備については、「法令等遵守規程」・「企業行動規範」・「行動指針」・「コンプライアンスマニュアル」へ反社会的勢力には断固として対決する姿勢を明示し、取締役及び使用人に徹底を図っております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

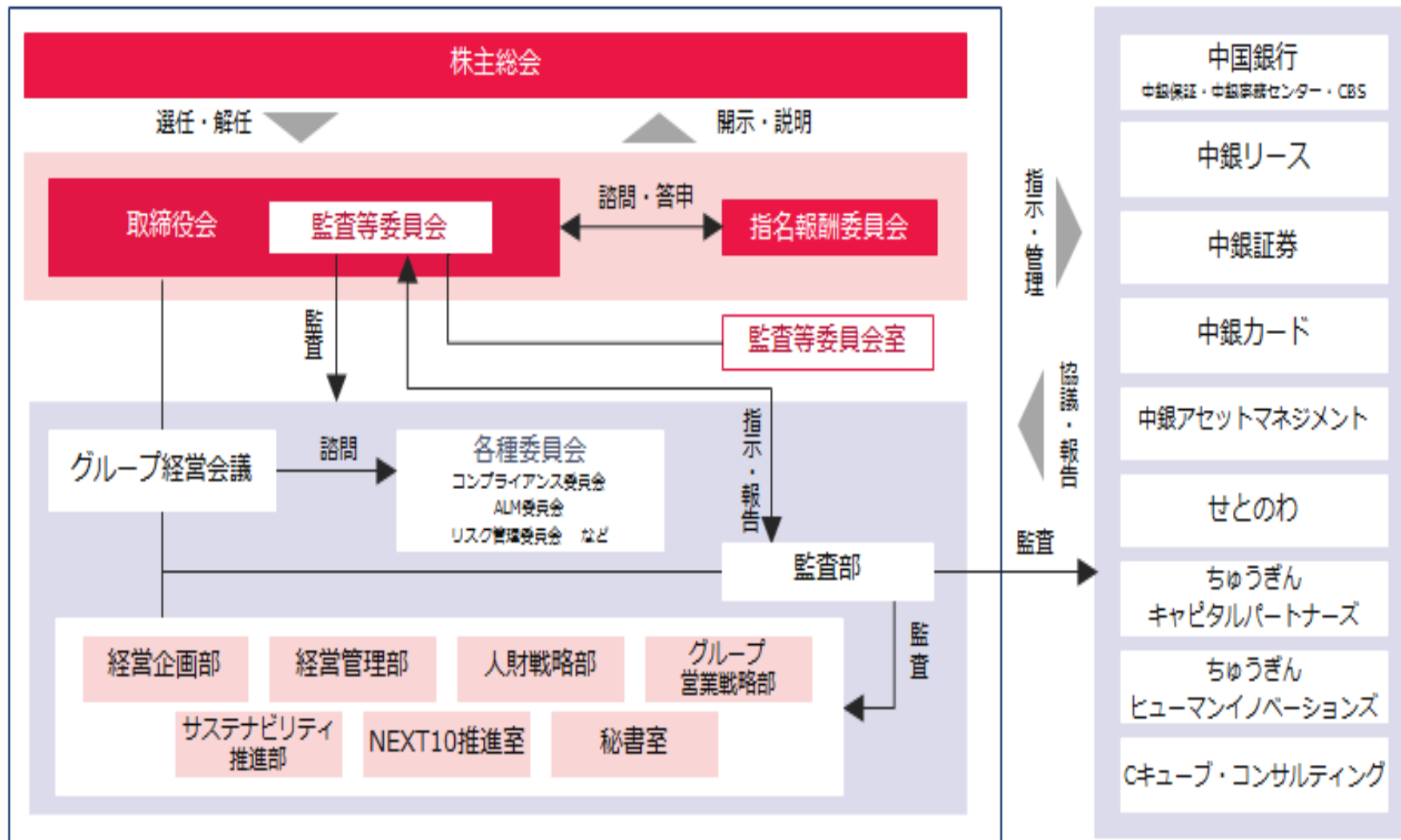
(適時開示体制の概要)

当社では、情報開示全般についての考え方、開示手続きおよび開示体制を明文化した「情報開示方針」を制定しております。

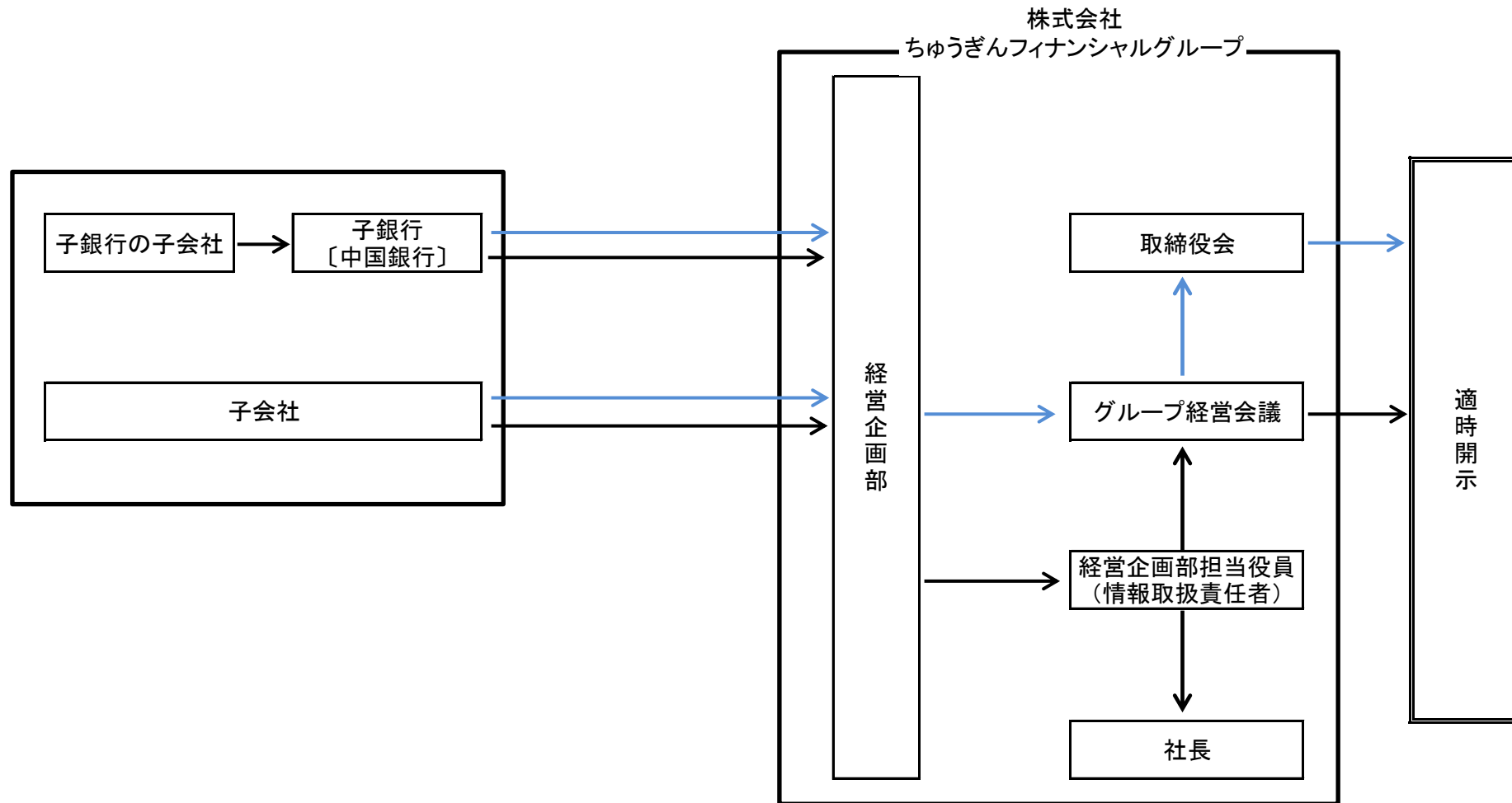
具体的な内容につきましては、当社ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

<https://www.chugin-fg.co.jp/company/>

# ちゅうぎんフィナンシャルグループ



<適時開示体制の概要: 模式図>



→ : 法定事項・決算等に関する情報の流れ  
→ : 発生事実に関する情報の流れ

【取締役のスキル・マトリックス】

氏名		社内取締役：高度な知見または業務経験を有する分野 社外取締役：高度な知見を有し、特に専門性が発揮できる分野							
		企業経営/ サステナビリティ	経営戦略	コンプライアンス /リスク管理	人事戦略	営業戦略	システム /DX	財務会計	法務
取締役 (監査等委員を除く)	加藤 貞則	●	●	●	●	●	●		
	寺坂 幸治	●		●	●	●			
	原田 育秀	●	●	●	●	●	●		
	宮長 雅人	●	●	●		●			
	小寺 明 <span style="border: 1px solid blue; border-radius: 50%; padding: 2px;">社外</span>	●	●		●	●			
監査等委員である取締役	大原 浩之	●		●	●	●	●		
	西藤 俊秀 <span style="border: 1px solid blue; border-radius: 50%; padding: 2px;">社外</span>	●	●	●	●	●			
	田中 一宏 <span style="border: 1px solid blue; border-radius: 50%; padding: 2px;">社外</span>							●	
	清野 幸代 <span style="border: 1px solid blue; border-radius: 50%; padding: 2px;">社外</span>								●

※各人が有するすべての知見や経験を表すものではありません。